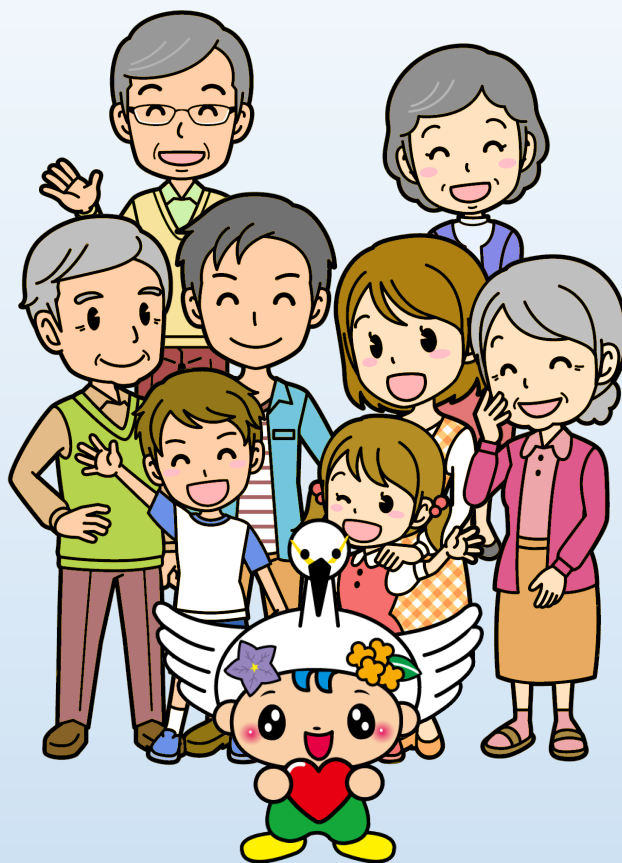


# 第9期 中井町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画


< 概要版 >

いきいき ふれあい 支えあい

「高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち、中井」



令和6年3月

 中井町

## 計画の概要

本町では、計画期間を1期3年とする「高齢者保健福祉計画」と、3年ごとに策定している「介護保険事業計画」の両計画を一体的なものとして、計画的な高齢者・介護保険施策の推進を行ってきました。

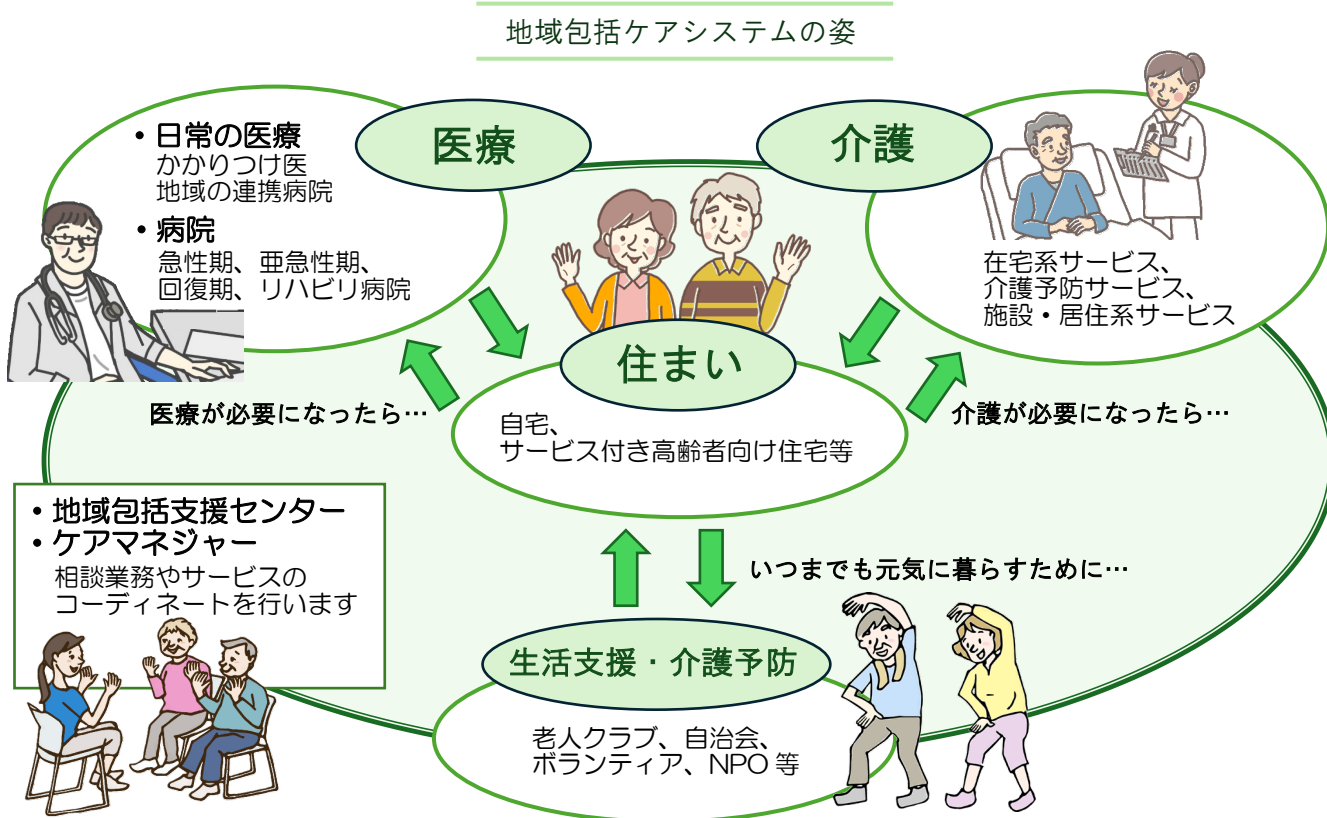
平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとしてサービスの充実が図られてきました。現在では高齢者の介護に欠かせない介護保険制度ですが、令和22年には、「団塊の世代の子」が65歳以上となることが見込まれており、持続可能な制度の確保が重要となっています。一方で単身世帯の高齢化や認知症高齢者の増加等、社会を取り巻く環境や課題は変化し、介護のニーズも多様・複合化していくと予想されます。

高齢者も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らす「地域共生社会」の考えに基づき、それを支える地域包括ケアシステムの整備を進めるとともに、これまでの計画の進捗等を検証し、新たな法制度の趣旨や地域・町民のニーズを踏まえ、「第9期中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

## 地域包括ケアシステムの姿

地域包括ケアシステムとは、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制であり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためには欠かせないものです。

また、支援を受けるだけでなく、地域に暮らすすべての人がお互いに支え合い、支援する立場として活躍できる地域づくりの深化・推進を目指します。



## 計画の位置付けと期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第8期計画			第9期計画（本計画）			第10期計画		
		見直し						

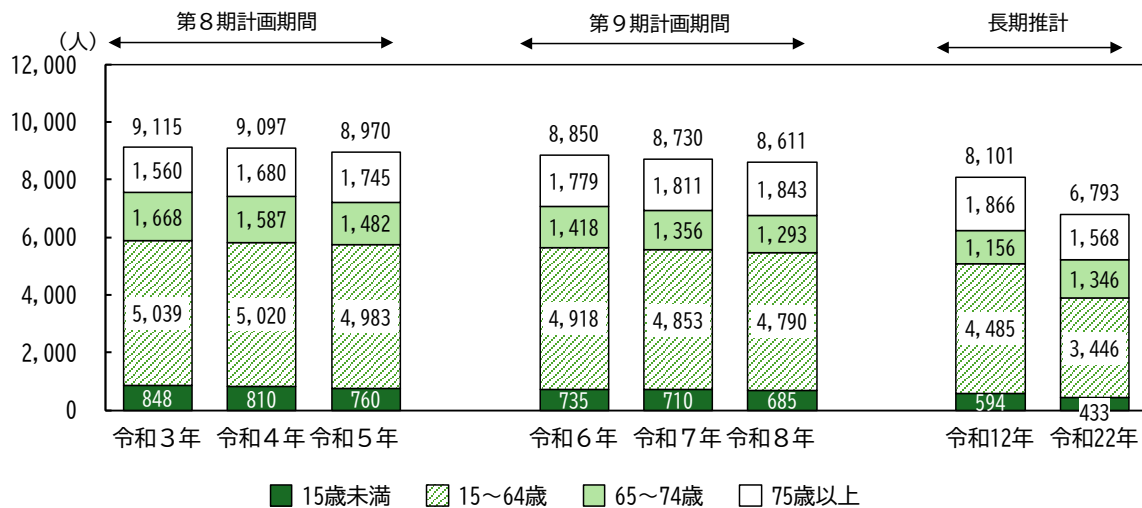
## 高齢者及び要支援・要介護認定者の動態

本町の総人口の推移をみると、毎年減少で推移しており、令和5年では8,970人となっています。年齢別にみると、「15歳未満」、「15～64歳」、「65～74歳」で毎年減少しています。

高齢者の人口については、「75歳以上」の後期高齢者は増加しているものの、「65～74歳」は令和3年以降減少に転じています。

推計値をみると、令和6年以降も「15歳未満」、「15～64歳」、「65～74歳」で人口が減少する一方、「75歳以上」は増加すると予想されます。

総人口及び高齢者の推移と推計



資料：住民基本台帳人口（各年9月末時点）

推計値は令和元年度～令和5年度の実績を用いてコーホート変化率法にて推計

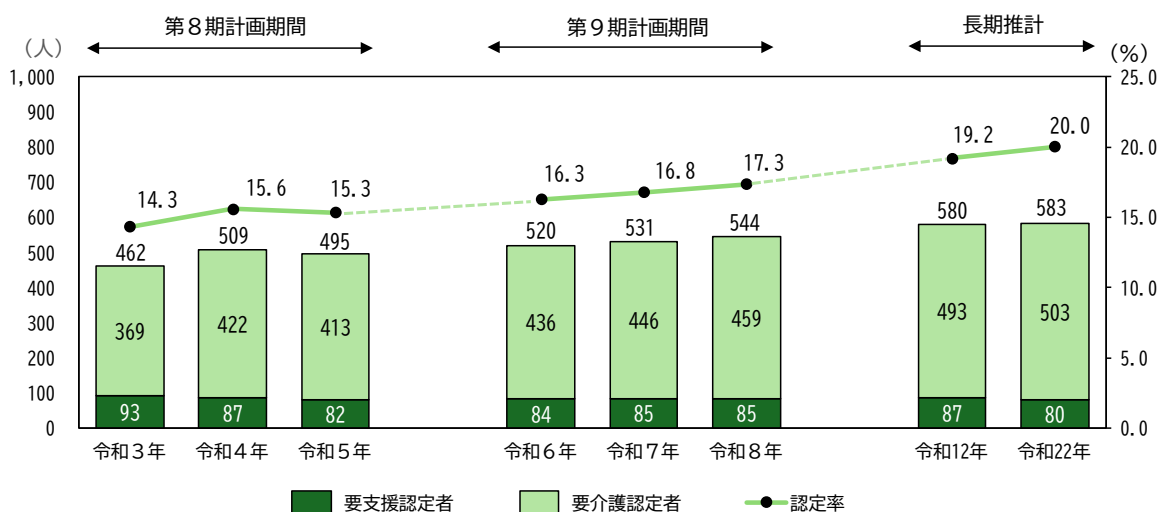
要支援・要介護認定者の推移をみると、令和5年では495人となっています。

認定率については、おおむね増加傾向にあり、令和5年で15.3%となっています。

推計値をみると、令和6年以降も要支援認定者・要介護認定者ともに増加傾向が続くと予想され、令和8年では544人、令和22年では583人となっています。

認定率についても同様に増加傾向で推移し、令和8年で17.3%、令和22年で20.0%になると予想されます。

要介護（要支援）認定者数の推移と推計



資料：（実績）介護保険事業状況報告（各年9月末時点）、（推計）「見える化」システム

## 基本理念と計画の体系

本町では、これまで地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、住み慣れた地域で健康や生きがいを持ちながら、自分らしく生活できるまちづくりを進めるとともに、介護が必要になったらいつでも適切な介護サービスが受けられるような体制整備にも取り組んできました。

本計画においても、これらの方向性を踏まえながら計画の推進を図るため、第8期計画を踏襲し、『～いきいき ふれあい 支えあい～ 「高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち、中井」』を基本理念とし、高齢者が安心して暮らし続けることができる中井町の実現を目指します。

### 基本理念

～いきいき ふれあい 支えあい～

「高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち、中井」

#### 基本目標 1

#### はつらつ・いきいきとした暮らしの支援

- ・施策1 生きがいづくりの支援
- ・施策2 高齢者の多様な活動への支援

#### 基本目標 2

#### 高齢者の暮らしを地域全体で支える体制の整備

- ・施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ・施策2 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

#### 基本目標 3

#### 介護予防・日常生活支援の充実

- ・施策1 健康増進・介護予防の推進
- ・施策2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ・施策3 包括的支援事業の推進
- ・施策4 任意事業の充実

#### 基本目標 4

#### 介護サービスの充実と制度の安定的運営

- ・施策1 介護等給付サービスの充実
- ・施策2 介護保険制度のよりよい運営

## 基本目標及び施策の体系

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、第8期計画の目標を継承しつつ、介護保険制度改正に適切に対応するため、以下の4つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 はつらつ・いきいきとした暮らしの支援

地域共生社会を実現するためには、人と人、人と社会が繋がり、一人ひとりが生きがいや役割を持った、支え、支えられる関係の循環をつくることが重要です。

本町では、高齢者が地域の中でいきいきと活躍するために、積極的な社会活動への参加の促進や多様な活動団体への支援に努めるなど、より多くの人々が参加しやすい活動の場や機会の充実を図ります。

#### 施策1 生きがいづくりの支援

○高齢者の多様な活動の充実

#### 施策2 高齢者の多様な活動への支援

○ボランティア活動の促進

○中井町老人クラブ連合会の支援

○シルバー人材センター事業の支援

### 基本目標2 高齢者の暮らしを地域全体で支える体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムの深化・推進が不可欠となることから、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上などの支援が重要となります。

本町では、引き続き、地域包括ケア体制の充実に取り組むとともに、災害時における高齢者への支援の充実や虐待の早期発見・未然防止のために地域での見守りネットワーク活動を強化するなど、高齢者の暮らしを守る安全・安心なまちづくりを推進します。

#### 施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

○民生委員・児童委員との連携等

○地域包括ケアシステムを支える人材の確保  
及び介護現場の生産性の向上の推進等

○高齢者見守りネットワークの構築

○高齢者虐待防止の推進

#### 施策2 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

○高齢者の住まいの確保に向けた  
支援体制の充実・住まいの改修支援

○ホームヘルパー派遣事業

○災害時支援体制の強化

○高齢者の多様な住まいの確保に向けた支援

○バリアフリー化の推進

○施設等への入所の必要な高齢者への支援

○安心して暮らせるまちづくりの推進

○緊急通報装置の貸与

○感染症対策に係る体制整備

○高齢者等への介護用品などの支給助成



## 基本目標 3 介護予防・日常生活支援の充実

健康で自立した生活を長く送るためには、高齢者のニーズを踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防事業を充実させることが重要です。疾病や要支援・要介護状態になることを防ぐことで、健康寿命の延伸を目指します。

本町では、高齢者が健康でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防の取組の充実に努めるとともに、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進を図ります。また、認知症は誰もがなりうるものであるため、認知症に関する正しい理解や相談支援の充実をさらに推進します。

地域包括支援センターを中心とした総合的な支援体制の強化や、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の整備も重要となっています。

### 施策 1 健康増進・介護予防の推進

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| ○健康づくりの意識啓発              | ○保健・医療・福祉の連携の推進       |
| ○連続性のある多様な健康づくりの推進       | ○リハビリテーションサービス提供体制の充実 |
| ○未病センター・健康づくりステーションの利用促進 |                       |

### 施策 2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ○訪問型サービス         | ○コグニサイズの普及啓発       |
| ○通所型サービス         | ○フレイル対策事業          |
| ○介護予防ケアマネジメント    | ○介護予防訪問事業          |
| ○介護予防事業対象者の把握事業  | ○地域介護予防活動支援事業      |
| ○介護予防教室          | ○一般介護予防事業評価事業      |
| ○転倒骨折予防事業        | ○地域リハビリテーション活動支援事業 |
| ○介護予防事業参加者送迎サービス |                    |

### 施策 3 包括的支援事業の推進

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ○地域包括支援センターの機能強化 | ○認知症に関する相談支援の充実       |
| ○在宅医療・介護連携推進事業   | ○生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 |
| ○認知症地域支援・ケア向上の推進 | ○地域ケア会議の充実            |

### 施策 4 任意事業の充実

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ○介護給付適正化事業    | ○住宅改修理由書作成支援事業 |
| ○家族介護者への支援    | ○配食サービス        |
| ○成年後見制度利用支援事業 |                |

## 基本目標 4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

介護保険事業のサービス基盤整備や持続可能な円滑な実施に向けては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年や団塊の世代の子が高齢者となる令和22年を見据えた、中長期的な視点に立った計画の推進が求められます。

本町では、サービスの適切な提供や介護保険制度の円滑な運営に向けた取組を推進するとともに、介護保険の不適切な給付の是正及び利用者への適切な介護サービスの確保のため、介護給付費適正化事業を推進します。

### 施策 1 介護等給付サービスの充実

### 施策 2 介護保険制度のよりよい運営

## 介護保険サービスの見込み

本計画期間における標準給付費及び地域支援事業費の見込額は、次のとおりとなります。

①標準給付費（単位：千円）	単位	第9期見込み			長期推計値	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
標準給付費	年額	854,722	884,775	916,069	964,081	998,625
総給付費	年額	816,953	845,635	875,207	923,690	962,471
小計：介護給付費	年額	807,643	835,072	863,191	909,588	946,908
小計：予防給付費	年額	9,310	10,563	12,016	14,372	15,563
特定入所者介護サービス費等給付額	年額	16,800	17,410	18,176	17,735	15,981
高額介護サービス費等給付額	年額	17,627	18,271	19,075	18,313	16,502
高額医療合算介護サービス費等給付額	年額	2,644	2,737	2,857	3,264	2,942
算定対象審査支払手数料	年額	698	722	754	809	729

②地域支援事業費（単位：千円）	単位	第9期見込み			長期推計値	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域支援事業費	年額	49,575	50,143	50,932	53,115	56,115
介護予防・総合事業費	年額	22,857	23,438	23,854	24,627	24,627
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費	年額	19,646	19,820	19,940	20,850	22,850
包括的支援事業（社会保障充実分）	年額	7,072	6,885	7,138	7,638	8,638

③給付費総額（単位：千円）	単位	第9期見込み			長期推計値	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
給付費総額	年額	904,297	934,918	967,001	1,016,926	1,054,740
標準給付費	年額	854,722	884,775	916,069	963,811	998,625
地域支援事業費	年額	49,575	50,143	50,932	53,115	56,115

第1号被保険者は総給付費のうち23.0%を負担（第1号被保険者負担分相当額）します。加えて、保険者ごとに異なる諸係数として、調整交付金等の係数を第1号被保険者負担分相当額に加減し、これにより第9期計画期間の本町における保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額を第1号被保険者数（3年間）で除算することにより、介護保険料基準額（月額）を算出します。

**第9期（令和6年度～令和8年度）の  
介護保険料基準額（年額）は、68,860円となります。**

## 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

令和6年度から令和8年度までの介護保険事業費の推計から、第1号被保険者が負担する介護給付費を算定し、第1号被保険者一人あたりが負担する額(＝介護保険料基準額)を算出しました。

中井町の第9期介護保険料基準額は月額5,739円で、各所得段階の保険料月額は次のとおりです。

### ●第9期計画期間(本計画)の所得段階及び保険料率

所得段階	対象者	標準割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.24	16,530円 (月額1,378円)
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.44	30,310円 (月額2,526円)
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.685	47,180円 (月額3,932円)
第4段階	・世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	61,990円 (月額5,166円)
第5段階	・世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円を超える方	基準額	68,860円 (月額5,739円)
第6段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	82,640円 (月額6,887円)
第7段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	89,530円 (月額7,461円)
第8段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.55	106,750円 (月額8,896円)
第9段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.58	108,810円 (月額9,068円)
第10段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.69	116,380円 (月額9,699円)
第11段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.70	117,080円 (月額9,757円)
第12段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.72	118,460円 (月額9,872円)
第13段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額 ×1.90	130,860円 (月額10,905円)
第14段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額 ×1.92	132,220円 (月額11,019円)
第15段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×1.93	132,920円 (月額11,077円)
第16段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.15	148,060円 (月額12,339円)

※ 第1段階から第3段階は、公費軽減適用後の保険料率を表示しています。

※ 第1段階については、公費投入に伴い、保険料率が「基準額×0.41」から「基準額×0.24」に軽減されます。また、第2段階については、「基準額×0.64」から「基準額×0.44」、第3段階については、「基準額×0.69」から「基準額×0.685」となります。

### 第9期中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発行：令和6年3月

編集：中井町 健康課

所在地：〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

電話：0465-81-1111 (代表) ファクス：0465-81-5657

